

議案第72号

和解及び和解解決金の額の決定について

水戸地方裁判所土浦支部平成29年（ワ）第76号損害賠償請求事件に関する和解及び和解解決金の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 当事者

(1) 原告

ユウアイペット有限会社

(2) 被告

守谷市

2 事件の概要

本件は、市が原告に対し土地（守谷市中央三丁目17番3。以下「本件土地」という。）を売却する際に、本件土地中に多数の地盤改良杭が存在することについての説明を怠った説明義務違反があったとし、市に対して原告に与えたとする損害、金8,421万4,073円及び平成27年8月24日から支払い済みまで年5分の割合の金員を支払えとする賠償を求めた件である。

3 和解条項

(1) 被告は原告との間に本件紛争があることを遺憾とする。

(2) 被告は、原告に対し、本件解決金として金3000万円の支払義務があることを認める。

(3) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和3年10月31日限り、原告指定の預金口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

(4) 原告は、その余の請求を放棄する。

議案	頁数
72号	1

- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
72号	2

提案理由（議案第72号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成29年（ワ）第76号損害賠償請求事件について、水戸地方裁判所土浦支部から和解勧告がなされ、和解条項案が示されたこと並びに和解により原告及び被告との紛争が早期に解決することを踏まえ、本事件について訴訟上の和解をするため、議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
72号	3